

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱【令和4年度登録以降】

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年者や優秀な人材の旭川市外への流出を食い止めるとともに、地元企業への就業による地域への定着を促すことで本市経済の担い手となる人材を確保するため、大学等高等教育機関へ進学した者が卒業後に旭川市内に定着した場合に在学中に借り入れた奨学金の返済に対して補助を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

(1) 高等教育機関

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、短期大学、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科に限る。以下同じ。)、専修学校(専門課程に限る。以下同じ。)、大学院をいう。

(2) 奨学金

高等教育機関在学中に貸与を受けた独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。

(3) 地元企業

旭川市を本店又は主たる事務所の所在地とする法人又は旭川市内で事業を営む個人事業主をいう。

(4) 正規雇用

社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等(例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級又は昇格の有無)を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいう。

(5) 市内定着

地元企業に正規雇用(移行見込みを含む。)として就業(自ら事業を営む場合を含む。)し、かつ旭川市内に住所を有していることをいう。ただし、公務員又はそれに準ずる法人等(独立行政法人等)の職員として就業している場合は除くものとする。

(6) 既卒者

高等教育機関を卒業した年度から3年度を経過していない者をいう。ただし、第8条に規定する登録を受けようとする年度と同一年度に卒業する者は除く。

(7) 年度

地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる会計年度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があること。

(2) 貸与を受けた全ての奨学金の返済を延滞していないこと。

(3) 市内定着していること。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して3年間とする。

(1) 第8条第3項に規定する登録を決定した日の属する年度(以下「登録年度」という。)の翌年度の4月1日

(2) 市内定着した日

(3) 奨学金の最初の返済日(学生支援機構に対する願出により返済期限の猶予が認められた場合は、猶予後の返済開始日とする。ただし、登録年度の翌年度の3月31日を限度とする。)

(補助金の交付期間)

第5条 補助金は、前条に規定する補助対象期間において年度毎に交付するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助金の交付を受けようとする年度(以下「申請年度」という。)の前年度(補助対象期間に限る。)に返済した奨学金の額とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、かつ補助対象者が修学した高等教育機関の区分に応じ、1年度当たり別表1及び2に定める補助上限額を限度とし、予算の範囲内において決定する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象期間を通算した補助上限額は、別表1及び2に定める1年度当たりの補助上限額に3を乗じた額とし、これを超えることができない。

(補助希望者の登録)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助希望者」という。)は、市内定着を予定している年度の前年度において市長が別に定める期間内に次の書類を市長に提出し、登録を受けなければならない。

(1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙(様式第1号)

(2) 奨学金の借入を証する書類(既卒者である場合は奨学金返済残額を証する書類)

(3) 在学証明書(提出日以前3か月以内に発行されたもの。既に卒業している場合は、卒業したことを証する書類)

(4) 住民票の写し(既卒者である場合に限る。提出日以前3か月以内に発行されたもの。)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助希望者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があり、返済を予定している又は返済中であること。

(2) 前項に規定する登録の応募を行う年度において、次のいずれかに該当していること。

ア 高等教育機関の学生で卒業見込みの者

イ 旭川市外に住所を有している既卒者

(3) 市内定着する意思があること。

3 市長は、第1項に規定する登録の応募があったときは、当該応募内容の審査及び必要に応じて行う調査等により登録の可否を決定するものとする。

4 市長は、登録を決定したときは、登録通知書(様式第2号)により補助希望者に通知するものとする。

5 市長は、登録しないことを決定したときは、その旨を書面により補助希望者に通知するものとする。

6 市長は、第3項に規定する登録の決定を受けた者(以下「登録者」という。)が登録を受けた年度(以下「登録年度」という。)の翌年度の3月31日までに市内定着しないときは、当該登録を取り消すものとする。

(登録者の状況報告)

第9条 登録者は、登録年度の翌年度において、市内定着した日の翌日から起算して6か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を市長に提出しなければならない(以下「状況報告」という。)

(1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書(様式第3号)

(2) 奨学金の返済予定額を証する書類

(3) 高等教育機関を卒業したことを証する書類(前条第1項第3号に規定する書類として既に提出している場合は除く。)

(4) 雇用証明書(様式第4号)(自ら事業を営む場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は履

歴事項全部証明書等の事業の実体を確認できる書類)

- (5) 住民票の写し(提出日以前3か月以内に発行されたもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、登録者が状況報告を行わないときは、前条第3項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

3 状況報告を行った者が、次の各号のいずれかに該当するときは、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書(様式第3号)により、速やかにその旨を市長に報告をしなければならない。

- (1) 就業先の変更があったとき
- (2) 旭川市外への転居を伴う転勤があったとき
- (3) 住所又は氏名の変更があったとき

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする登録者(以下「交付申請者」という。)は、申請年度の4月1日から8月末日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書(様式第5号)
- (2) 在職証明書(様式第6号)(申請年度の4月1日以降に発行されたもの)又は前年分の確定申告書の写し(自ら事業を営む場合に限り。ただし、正当な理由がある場合は、事業の継続を別の書類で確認できるものとする。)
- (3) 住民票の写し(申請年度の4月1日以降に発行されたもの)
- (4) 申請年度の前年度における奨学金の種類、返済日及び返済額を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請者は、申請年度の4月1日において、前年度の4月1日から途切れることなく第3条第3号に規定する要件を満たしていなければならない。ただし、要件を満たしていない期間が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の申請をすることができるものとする。

- (1) 自己都合によらない離職
- (2) 自己都合によらない旭川市外への転居を伴う転勤
- (3) 天災、傷病その他補助対象者等の責めに帰さない事情
- (4) 上記各号の規定によらない理由で、要件を満たしていない期間が3か月以内の期間であり、当該年度の前年度の3月31日時点で要件を満たしていると認められる場合
- (5) その他市長が認める場合

3 市長は、交付申請者が申請年度ごとに第1項に規定する補助金の交付を申請しないときは、第8条第3項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条に規定する交付の申請があったときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、理由を示して条件を付することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第12条 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式第7号)により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、理由を示してその旨を書面により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 交付申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して7日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付が決定した者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき

(2) その他偽りや不正の手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項に規定する取消しを決定したときは、理由を示してその旨を書面により補助決定者に通知し、第8条第3項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

(交付の時期)

第15条 補助金は、第11条の規定による補助金の交付決定を行った後において交付するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 補助決定者は、補助対象期間内における奨学金返済に係る支出を明らかにした書類等を整備し、最終年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係) 1 年度当たりの補助上限額

	在学中に奨学金を借り入れた高等教育機関	補助上限額 (1 年度当たり)
1	大学	86,000円
2	短期大学	55,000円
3	高等専門学校	55,000円
4	専修学校	55,000円
5	大学院 (修士の学位を授与するもの)	75,000円
6	大学院 (博士の学位を授与するもの)	109,000円

※高等専門学校在学中に借り入れた奨学金については、4 年次以降の借入分に係る返済額のみ補助対象とする。(以下同じ。)

※学校教育法第 8 7 条第 2 項の規定により修業年限を 6 年とする大学の課程 (医学、歯学等を履修する課程) における 5 年次以降の借入分に係る奨学金の返済については、上表中「大学院 (修士の学位を授与するもの)」を適用する。(以下同じ。)

別表 2 (第 7 条関係) 複数の高等教育機関で奨学金借入がある場合の補助上限額

	在学中に奨学金を借り入れた高等教育機関の例	補助上限額 (1 年度当たり)
1	・短期大学及び大学 ・高等専門学校及び大学 ・専修学校及び大学	161,000円
2	大学及び大学院 (修士の学位を授与するもの)	
3	大学院 (修士の学位を授与するもの) 及び 大学院 (博士の学位を授与するもの)	
4	大学、並びに大学院 (修士の学位を授与するもの) 及び大学院 (博士の学位を授与するもの)	

※高等学校卒業後、複数の高等教育機関を修学し、それぞれの高等教育機関で在学中に奨学金を借り入れた場合は、全ての高等教育機関での借入に係る返済分を補助対象とする。